

参議院議員通常選挙についてのご案内

投票日時	令和 4 年 7 月 10 日 (日) 午前7時から午後8時	
投票の順序	① 選挙区選挙	② 比例代表選挙
投票方法	候補者 1 人の氏名を書く	候補者の氏名または政党名のいずれか1つを書く
投票所 入場整理券	<p>投票所入場整理券は封書で同世帯最大6名分を同封してお送りしています。 ご自身の氏名が書かれた投票所入場整理券を投票所にお持ちいただくと、スムーズに受付を行うことができます。</p> <p>期日前投票または不在者投票をする方は、入場整理券裏面の「請求書（兼宣誓書）」に必要事項を記入のうえ期日前投票所または市役所分庁舎2階選挙管理委員会事務局（不在者投票）へお持ちください。</p> <p>投票所入場整理券が届いていない方や、紛失した方は、投票所の係員に申し出てください。選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できますので、身分証をお持ちください。</p>	

投票所における新型コロナウイルス感染症対策

投票所内では感染予防対策に取り組んでおりますが、有権者の皆様におかれましても、ご自身で対策をとるご協力をお願いいたします。

選挙管理委員会が行う感染予防対策

- ・ 出入口にアルコール消毒液を設置します。
- ・ 投票管理者及び立会人、事務従事者は、マスクを着用します。
- ・ 投票用紙の交付などは、直接手渡しをせずトレーなどを使用します。
- ・ 定期的な換気を行います。
- ・ 記載台及び鉛筆などを定期的に消毒します。

有権者の皆様へのお願い

- ・ 来場する際は、マスクの着用、咳エチケットにご協力ください。
- ・ 投票所入退場時に手指のアルコール消毒をしてください。
- ・ ご自宅でも来場前後の手洗い、うがいをしてください。
- ・ 周りの方との距離を保つようお願いいたします。
- ・ 鉛筆は用意していますが、お持ちいただいた鉛筆やシャープペンシルなどを使用していただくことも可能です。

※投票用紙の材質は、ボールペン（特に水性）のインクがにじむ可能性があるため、鉛筆の使用を推奨しています。

- ・ 期日前投票を利用される方は、接触回数を減らし滞在時間を短くできるよう、投票所入場整理券裏面の請求書（兼宣誓書）をあらかじめ記入のうえ、お越しくください。

選挙公報	選挙公報（候補者等の政策などが書かれた公約集）は、 7月8日（金）まで に、ポスティングにより各戸配布します。市役所、公民館、コミュニティセンター、図書館等公共施設にもありますのでご利用ください。茅ヶ崎市選挙管理委員会のホームページでも、選挙公報を見ることができます。
------	---

◆お問い合わせ 茅ヶ崎市選挙管理委員会

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 ☎0467(82)1111 FAX 0467(82)5157

茅ヶ崎市のホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



ホームページは
こちら!!

期日前投票 投票日当日に右記の理由等で投票所に行くことができない方は次の5カ所の**期日前投票所**をご利用ください。

仕事 レジャー 出産 天災

①市役所本庁舎 1階市民ふれあいプラザ		②ラスカ茅ヶ崎 6階ホール	
開設日時	茅ヶ崎一丁目1番1号	開設日時	茅ヶ崎市元町1番1号
6月23日(木)から 7月9日(土)まで 午前8時30分～午後8時		7月3日(日)から 7月9日(土)まで 午前10時～午後8時	
注意事項	<p>・お車でご来庁のときは、第2～4駐車場に駐車してください。1時間まで駐車料金が減免になります。出庫前に必ず減免処理をしてください。</p> <p>お車でお越しの方へ 第2～4駐車場は午前8時より利用できます。</p>	6階フロアガイド	

③小和田公民館講義室	④香川公民館講義室	⑤ハマミーナまなびプラザ2階会議室
開設日時	7月3日(日)から7月9日(土)まで	
美住町6番20号	香川一丁目11番1号	浜見平11番1号
注意事項	<p>・期日前投票所により開設日時が異なりますのでご注意ください。</p> <p>・駐車台数に限りがありますので、お車でのご来場はご遠慮ください。</p>	

不在者投票	不在者投票は4種類あります。それぞれ投票用紙等の請求方法や投票方法が異なりますのでご注意ください。
	期間 6月23日(木)から7月9日(土)まで
方法	指定病院等 病院・老人ホーム等の指定施設で不在者投票ができます。手続きは、 各施設の担当者に申し出てください。
	滞在地 選挙期間中に仕事・学業・旅行や出産準備のための里帰り等、他の市区町村に滞在している場合、あらかじめ請求した投票用紙等をお持ちいただく 滞在先の市区町村選挙管理委員会 で不在者投票ができます。 ※請求書及び投票用紙等の請求は、郵便でのやりとりになりますので、お早めにお手続きください。 (FAX、メールでは申請できません。)
	在宅(郵便) 身体障害者手帳か戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その等級が【表1】の○に該当する方、又は介護保険法上の要介護者で介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている方は郵便で不在者投票ができます。 この制度をご利用いただくためには、選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。「郵便等投票証明書」については、【表2】をご参照ください。 郵便等による不在者投票をすることができる方で、自ら投票用紙等に記載をすることができない方は、【表3】の○に該当すれば、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方が代わりに、投票用紙等に記載できます。
	特定患者等(郵便) 新型コロナウイルス感染症の患者等で、自宅もしくは宿泊施設にいる方は、7月6日(水)までに選挙管理委員会へ請求すると郵便で不在者投票ができます。 ※濃厚接触者は、対象ではありませんので、ご注意ください。

【表1】

身体障害者手帳	障がいの程度		
	1級	2級	3級
両下肢・体幹・移動機能の障がい	○	○	非該当
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	○	○	○
免疫・肝臓の障がい	○	○	○

【表2】

1 「郵便等投票証明書」をお持ちの方は

本人又はあらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人が、投票用紙等請求書に氏名を記入し、郵便等投票証明書を添えて7月6日(水)までに選挙管理委員会に申請してください。投票用紙・投票用封筒を本人あてに郵送しますので、投票用紙に記入し、署名した投票用封筒に入れて早めに選挙管理委員会に郵送してください。

戦傷病者手帳	障がいの程度		
	特別項症	第1項症	第2項症
両下肢・体幹の障がい	○	○	非該当
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	○	○	○

2 「郵便等投票証明書」をお持ちでない方は

「郵便等投票証明書交付申請書」に必要事項を記入(氏名は本人又は代理記載人)し、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証を添えて選挙管理委員会に申請してください。
(代理人がお持ちいただいても結構です)

【表3】

身体障害者手帳	障がいの程度		
	1級		
上肢又は視覚の障がい	○		
戦傷病者手帳	障がいの程度		
	特別項症	第1項症	第2項症
上肢又は視覚の障がい	○	○	○